告 示

埼玉県告示第千四百二号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等を次 0 11 て、 同条第三項に (平成十年法律第 \mathcal{O} とお り縦覧 お 11 て準 九 12 はまる。 用する同法第五条第三項 +_ 号) 第六条第二項 の規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ ŋ

令和三年十二月二十 八日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

届 出 \mathcal{O} 概要等

イ 大規模小売店舗 \mathcal{O} 名称及び 所在 地

久喜菖蒲商業施設

埼玉 県久喜市菖蒲 町 菖蒲 七 千 兀 番

口 変更の 概要

大規 模 小売店舗 に お V て 小 売業を行う者の 別開店時 刻及び 閉 店 時 刻

(変更前) ア - クラン ド サ 力 モ 卜株式会社 午前六時 十五 分 か 6 午後 九 時

株式会社ヤ 才 コ 午前九 時か 5 午後十 時

外二者 午前 九 時 か . Б 午後 +時

(変更後) アー - クランド サ 力 モト株式 会社 午前 六時 十五 分か 午後 九 時

株式会社ヤオ コ 午前八 時 カュ 5 午後十時

外二者 午前 九 時 カゝ 6 午後 十時

荷さばき施設にお 1 て荷さば きを行う こことが できる 時間 帯

(変更前) 荷さば き施設 1 3 から 8 午前六時 か ら午後 十 時

荷さば き施設 2 午前六時 カュ ら午前 九 時

荷さば き施 設 9 午前六時 から午前 八 八時三十

荷さば き施設② 午前六時 か ら午前 九 時 (変更後)

荷さば

き施設

1

3

から

8

午前六時

カュ

6

午後

十時

ハ 変更年月 \exists

荷さば

き施設

9

午

前

六時

か

6

午前

七時三十分

令和三年十二 月十 日

= 届出年月

令和三年十二月十五 Н

_ 縦覧 期間

和 三年 二月二十 八 日 カュ 5 令 和 四年 兀 月二十 八 日 まで

\equiv 縦覧場所

埼玉 県産業労働部商業 • サ ピ ス産業支援課

四 意見書の提出

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗 い、県にの周辺

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課